

信用保証協会が行う「中小企業の会計に関する指針」に基づく信用保証料割引制度の見直しについて

「中小企業の会計に関する指針」(以下「中小指針」という)は、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の4団体が、法務省、金融庁及び中小企業庁陪席のもと、中小企業が計算関係書類を作成するに当たって拠るべき指針を明確化するために作成したものです。

また、「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」(以下「チェックリスト」という)は、中小企業が中小指針に適用できるようにするため、同指針の普及・定着を図る観点から税理士等から中小企業への指導ツールとして日税連において策定されたものですが、中小企業の会計の質の向上を通じた中小企業金融の円滑化を図る観点から、信用保証協会において、これを利用した「中小企業会計割引制度(以下、「会計割引制度」という)」が創設されました。

この度、この会計割引制度について、平成24年4月より、一部を見直すこととされました。(なお、当初当該見直しは平成23年4月より適用されることされ、日税連会報「税理士界」平成23年3月15日付第1278号第7面にその旨の記事を掲載しましたが、東日本大震災の影響により適用時期が1年延期されました。)

ついては、会員各位におかれましては、会計割引制度の見直しにご理解をいただいたうえ、適正なチェックリストの作成を心がけるようお願いいたします。

1 中小企業会計割引制度について

会計割引制度は、中小指針に準拠して作成される中小企業の計算書類について、税理士、税理士法人、公認会計士及び監査法人(以下「税理士等」という)により中小指針の準拠を確認するチェックリストが提出された場合において、信用保証協会の保証料率0.1%の割引が認められる制度です。

会計割引制度の適用は、平成18年4月の制度創設時では、チェックリストの添付によって認められ、平成19年4月の制度見直し後では、チェックリスト中の15項目のうち1項目以上の準拠によって認められることとされています。

2 見直しについて

以下に記載の『チェックリスト』は、日税連が策定した58項目のチェックリストの中でアスタリスク(「*」)を付した、中小企業にとって蓋然性の高いもの等、信用保証協会が抽出した15項目<表1>を指します。

58項目のチェックリストも、これまでと同様、会計割引制度に活用できます。

会計割引制度開始から6年を迎え、中小企業の会計の質の向上を促す効果を高め、当該

制度の適正化を図るため、以下の見直しが行われます。

『チェックリスト』の全部準拠

(1) 信用保証協会は、『チェックリスト』の15項目すべてが中小指針に準拠していることをもって会計割引制度を適用します。

ただし、当該中小企業が保有しない資産の項目については除外します。

(2) 『チェックリスト』の15項目すべてについて中小指針に準拠している旨の記載があるにもかかわらず、故意・過失を問わず事実と異なる記載が認められると信用保証協会が判断する場合は、会計割引制度の利用を認めないこととします。

事実と異なる記載に対する一時利用停止措置

(1) 故意・過失を問わず事実と異なる記載と信用保証協会が認める『チェックリスト』が、複数回にわたり同一の税理士等から提出された場合において、当該税理士等から提出される『チェックリスト』の添付をもって、計算書類の信頼性向上に寄与することが認められないと信用保証協会が判断するときは、当該税理士等が確認した『チェックリスト』については、会計割引制度の利用を1年間認めないこととします。

(2) 各信用保証協会は、会計割引制度の利用を認めないこととされた税理士等に対し、当該割引制度の利用を認めない旨を、理由を付記して通知することとし、併せて当該税理士等の所属税理士会に対して当該通知の写しを送付します。なお、この利用停止措置は、当該税理士等が利用停止通知を受けた日の翌日から60日目に発効します。

(3) 各信用保証協会は、前記通知について全国信用保証協会連合会に対しても行い、情報を共有します。全国信用保証協会連合会は、当該情報を他の信用保証協会と共有することができることとします。

(4) 前記通知内容について、各信用保証協会及び全国信用保証協会連合会は、必要に応じ、中小企業庁に連絡することとします。

(5) (3)・(4)の共有・連絡のため、各信用保証協会は、会計割引の適用に際し、税理士等に「個人情報取り扱いに関する同意書」の提出を求めるとします(『チェックリスト』に添付して提出)。

一時利用停止措置に係る照会手続()

(1) 会計割引制度を一時利用停止とされた税理士等は、当該利用停止に不服又は不明な点がある場合は、各信用保証協会から当該利用停止に係る通知書を受けた日の翌日から14日以内に所属税理士会に照会書を提出することにより、照会手続を利用することができます。

(2) 税理士会は、当該照会書の照会内容に理由があると認めた場合、信用保証協会に当該利用停止について再検討を要請します。

照会手続の詳細(照会書の様式等)については所属税理士会にお問い合わせください。

3 スケジュール

前記運用の変更は、平成 24 年 4 月 1 日から行われます（平成 24 年 4 月 1 日以降に終了する事業年度の計算書類より適用されます）。

<表1>チェックリスト(15項目抽出)

	勘定科目	指針の内容の確認事項
1	金銭債権 (貸倒損失・貸倒引当金)	・法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。
2		・取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取引不能見込額を貸倒引当金として計上したか。
3	有価証券	・売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としたか。
4		・時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上したか。
5		・その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理したか。
6	棚卸資産	・棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額としたか。
7	経過勘定	・前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理したか。
8	固定資産	・減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行ったか。
9		・予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしたか。
10	引当金	・将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上したか。
11	退職給付債務退職給付引当金	・確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合は、退職給付引当金を計上したか。
12		・中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理したか。
13	収益・費用の計上	・収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上したか。
14		・原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識したか。
15	上記以外の「中小企業の会計に関する指針」の項目について適用状況を確認し、「中小企業の会計に関する指針」に拠って表示(注記を含む)を行ったか。	